

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
健康増進法第78条第2号	立入検査等に関する違反の過料 処分	健康増進課

(対象)

施設の管理権限者等

(内容)

法第38条第1項の規定に対する違反した場合は、20万円以下の過料に科す。

(処分基準)

法第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。